

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第21号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成26年4月27日（日） 09時50分ごろ
発生場所	宮城県亶理町吉田浜東方沖 宮城県名取市所在の閑上港南防波堤灯台から真方位130° 14.4海里付近 （概位 北緯38° 01.0′ 東経141° 12.0′）
事故等調査の経過	平成26年5月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーモーターボート 蒼鷹、11トン
船舶番号、船舶所有者等	232-17952宮城、株式会社くろしお
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、吉田浜東方沖で両舷主機を停止してパラシュート型アンカーを投入したが、同乗者が船酔いしたため、船長は、釣りを取りやめて引き返すこととした。</p> <p>本船は、両舷主機を始動してパラシュート型アンカーを取り込み、平成26年4月27日09時40分ごろ釣り場を出発して宮城県仙台塩釜港塩釜区に向かい、吉田浜東方沖を対地速力約20ノットで北進中、09時50分ごろドーンという大きな音がした。</p> <p>船長は、上部操舵室で操縦しており、直ちに両舷主機の回転数を下げて機関を中立としたが、GPSプロッターなどの航海計器の電源が喪失しており、下部操舵室に降り、海水が機関室に入っている旨の警報装置によるアナウンスと共に、ビルジの高位警報ランプの点灯を認めた。</p> <p>船長は、機関室の蓋を開けたところ、機関室下部に約10cmの浸水、及び右舷主機の船尾管軸封装置からの漏水を認め、航海計器、無線機などの電源が喪失していることから、自力航行を断念して携帯電話で海上保安部に救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安部から連絡を受けたマリナーの救助船により、仙台塩釜港塩釜区へえい航された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約2～3m、視界 良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	本船は、船舶所有者が平成25年11月に本船を中古船で購入した

	<p>後、船長が3～4回使用していた。</p> <p>本船は、両舷に主機が据え付けられている機関室が下部操舵室の下方に配置され、両舷の舷側船尾部にバッテリーが2個ずつ固定されていた。</p> <p>本船は、本インシデント後、右舷主機のプロペラ軸及び船尾管軸封装置に右舷側バッテリーの電線が巻き込まれて電源端子から外れ、同バッテリーが移動しており、船尾管軸封装置から漏水していることが発見された。</p> <p>航海計器、無線機などは、右舷側バッテリーから電源が供給されるようになっていた。</p> <p>本船は、仙台塩釜港塩釜区を出航する際、船尾管軸封装置からの漏水はなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、吉田浜東方沖を北進中、右舷主機のプロペラ軸及び船尾管軸封装置に右舷側バッテリーの電線が巻き込まれて電源端子から外れ、航海計器、無線機などの電源を喪失したことから、自力航行を断念し、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>本船は、プロペラ軸に巻き込んだ電線の一部を巻き込んで船尾管軸封装置が損傷し、機関室に浸水したことから、ビルジの高位警報が発せられたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、吉田浜東方沖を北進中、右舷主機のプロペラ軸及び船尾管軸封装置に右舷側バッテリーの電線が巻き込まれて電源端子から外れ、航海計器、無線機などの電源を喪失したため、自力航行を断念したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船舶所有者は、本インシデント後、再発防止策とし、バッテリーを機関室と隔壁を挟んだ船尾側の物入れに移設した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関室の整理整頓を常日頃から行い、回転部分の周辺には、巻き込むおそれのあるものを置かないこと。 ・ 電線類は、束ねた上で固定すること。